

平成29年度

飯豊小学校 小野中学校

ガイド



この冊子には、飯豊小学校・小野中学校に関することが掲載されています。学校を理解していただくためにお役立てください。

飯豊小学校 ☎73-2354
小野中学校 ☎72-3355

◆教育目標



飯豊小学校

よりよいものをめざす子ども
〈進歩〉

- ・健康でたくましい子ども(体)
- ・明るく思いやりのある子ども(徳)
- ・進んで学ぶ子ども(知)

小野中学校

「夢」 ～ 自立・友愛・健康 ～

【目指す生徒像】

- ・課題を持ち、進んで学ぶ生徒
- ・互いのよさを認め、高めあう生徒
- ・健康で、心身を鍛える生徒

◆小学校日課表

～ 8:10	登 校
8:30～ 9:15	1 校時
9:20～10:05	2 校時
10:25～11:10	3 校時
11:15～12:00	4 校時
12:00～12:45	給 食
13:10～13:25	清 掃
13:35～14:20	5 校時
14:30～15:15	6 校時

下校時刻は、
毎月配付される
「児童下校予定時刻一覧」
をご覧ください。

水曜日にクラブがある
場合は、14:25～15:25

◆中学校日課表

～ 8:10	登 校
8:35～ 9:25	1 校時
9:35～10:25	2 校時
10:40～11:30	3 校時
11:40～12:30	4 校時
12:30～13:05	給 食
13:35～14:25	5 校時
14:35～15:25	6 校時
15:30～15:40	清 掃

※下校時刻は、
「学年だより」
「部活動計画」など
でご確認ください。

◆児童生徒の忌引

父母(7日)、兄弟姉妹(3日)、 祖父母(3日)
おじ・おば(1日)、 曾祖父母(1日)

※ 遠隔地の場合は、往復に要する日数を加えることができます。

◆小学校の集金

〈平成29年度〉

集金日(口座振替日)	
5月	5月10日(水)
6月	6月12日(月)
7月	7月10日(月)
8月	8月10日(木)
9月	9月11日(月)
10月	10月10日(火)
11月	11月10日(金)
12月	12月11日(月)
1月	1月10日(水)
2月	2月13日(火)

※ 前日までに通帳に入金をお願いします。

※ 振替不能の場合は、翌月にあわせて振替いたします。

各家庭で毎月の集金金額が異なりますので、詳しくは4月に配付した「自動払込額一覧表」で金額を確認ください。

◆中学校の集金

〈平成29年度〉

集金日(口座振替日)	
5月	5月10日(水)
6月	6月12日(月)
7月	7月10日(月)
8月	8月10日(木)
9月	9月11日(月)
10月	10月10日(火)
11月	11月10日(金)
12月	12月11日(月)
2月	2月13日(火)

納入額については、別に通知しております。登録口座から振替えますので、残高確認を忘れずをお願いいたします。

◆給食費の納入方法について◆



小野町では、「児童手当からの振替」を推奨しています！

- 諸会費納入の負担軽減になります。
- 公務員等で利用できない方もいますので、希望される方は、学校にお問い合わせください。

☆小学生のひとり当たりの給食費は、

・5～9月納入分 … 5,500円×5ヶ月

・10～2月納入分 … 5,000円×5ヶ月

年額 52,500円

* 中学生は1食単価が高いため、上記納入金額より高くなります。

◆学校感染症

医療機関で次の病名を言われたら、たとえ軽症でもすぐに学校へご連絡ください。

校長が出席停止を命じることになります。

病 名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日が経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
ひやくにちぜき 百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳・あご・舌の下の腫れが出てから5日を経過し、全身の状態がよくなるまで
ふうしん 風疹	発疹が消えるまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消えた後、2日を経過するまで
けっかく 結核	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
かんせんせいいちょうえん 感染性胃腸炎	下痢や嘔吐の症状が軽くなり、全身の状態が安定するまで
手足口病	全身の状態が安定するまで
ようれんきんかんせんしょう 溶連菌感染症	適切な抗菌薬による治療開始後、24時間経過し、全身の状態が安定するまで
ヘルパンギーナ	全身の状態が安定するまで
マイコプラズマ肺炎	全身の状態が安定するまで
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ 病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエン ザ	完全に治るまで

◆日本スポーツ振興センター

学校管理下(授業中・休憩時間中・登下校中)での偶発的な事故によるケガを補償します。

- 初診から治癒までの間の医療費総額(医療保険でいう10割分)が、5,000円以上の場合のみ、支給されます。
- 医療費全額免除の場合でも、その1割が支給されます。

※ 児童生徒が学校管理下でけがをして、医療機関を受診した場合は、すぐに学級担任までご連絡ください。

◆PTA安全互助会

(加入コース:飯豊小IVコース／小野中IVコース)

学校管理下外(家庭内・休日・スポ少等)での偶発的な事故によるケガを補償します。

初診日から7日以降も通院した場合が対象となります。

- 児童生徒の学校管理下外での傷害や学童の賠償事故に対し、補償されます。(誤って教室の窓ガラスを割ってしまった。他人にけがをさせてしまった。等)
- PTA主催・共催行事に参加しているときのPTA会員の傷害や賠償事故に対し、補償されます。(PTA奉仕作業、PTA球技大会等)

※ 事故が発生しましたら、すぐに学級担任までご連絡ください。



◆就学援助

児童生徒が、小・中学校に通学するうえで、経済的な理由で必要な経費等の支払いに困っている方に、その一部を援助する制度です。

【申請の手続き】

小野町教育委員会より「小野町就学援助制度のお知らせ」を次のとおり配付しております。

○小学1年生……入学通知書と合わせて配付

○小学2～6年、中学生……29年2月に配付

年度途中でも申請可能ですので、該当するような場合は、学級担任または事務職員までご連絡ください。

◆転居・転出(転校)手続き

転居や転出が決まりましたら、必要な書類の作成を行いますので、できるだけ早く学級担任にご連絡ください。

その際、町役場や町教育委員会での手続きも必要になります。具体的な内容・方法は、学校にご相談ください。

家庭の状況などが変更された場合

(住所・勤務先・連絡先など)

学級担任までご連絡ください。